

平成29年第4回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

平成29年12月5日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外2名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君

生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美喜雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	原 子 保 幸 君	事務局 次長	中 村 孝 司 君
-------	-----------	--------	-----------

○会議を傍聴した者（11名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 第7期介護保険事業計画について	(1) 介護保険料基準額について、現行と比較しどうなるか。
			(2) 低所得者に対する町独自の保険料・利用料の減免制度を設けることはできないか。
		2. 介護予防・日常生活支援総合事業について	(1) 利用者の自己負担額は、現行と比較しどうなるか。
			(2) 介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合の単価はどうなるか。
			(3) 総合事業利用者受け入れ事業所のサービス状況はどうなるか。
		3. コミュニティーバスの改善について	(1) コミュニティーバスのワンステップ化は出来ないか。
		4. 公文書等の管理・活用について	(1) 公文書の保存・管理をどのようにしているか。
			(2) 公文書館またはそれに変わる施設の設置は出来ないか。
2	瀬川 左一君 (一問一答式)	1. 転作制度について	(1) 来年度、大幅に変更になる転作制度について、今後、水稲作付面積の方向性はどのようになるか。
			(2) 転作制度について、七戸町の政策は、どのように変わるか。
			(3) 主食用米の直接支払交付金が廃止になると聞いているが、農家の救済対策は考えているか。
		2. 異常気象対策について	(1) 夏の長雨の影響により、水田、畑作に多大な影響があったと思われるが、農家への救済措置は考えているか。

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	宥 清悦 君 (一問一答式)	1. UIターン事業について	(1) 地域おこし協力隊の制度を活用し移住就農希望者を増やしていくには、事前の農作業・宿泊体験を充実させ満足してもらうことが重要だ。この計画に民泊を組み込み、民泊の普及・拡大と共に、観光振興も同時に図る考えはあるか。 (2) 弘前市では、人口減少対策の一環として県外移住者に対してふるさと回帰のきっかけを作り、定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内で開催される同窓会に対する経費の一部について補助金を交付している。当町においてもそのような事業を行う考えはあるか。
		2. 町民バスの運行について	(1) 町民バスを利用して老人福祉センターや病院に通っている高齢者の方から、町民バスの運行に関して「不公平に感じる」という苦情を頂いた。町民バスの運行方法はどのように決めているか。 (2) イベント当日に、臨時町民バスを出す考えはあるか。
		3. オータムフェスタについて	(1) オータムフェスタへの一般の来場者が少なく、出展者・関係者の意欲の低下を危惧している。これまでの進め方と、今後の在り方と進め方は。
		4. 学校での3Rの実践状況について	(1) リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示すのが3Rであり、そろばん・鍵盤ハーモニカ・スキー用具の貸し出しはその考えに基づく私の発想である。当町の学校では3Rがどのように実践されているか。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成29年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。

それでは、これより、12月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

これから一般質問をさせていただきます。

我が町の高齢者は約5,800人、高齢化率は、平成28年、約37%、全国平均27%よりも10%ほど高く、青森県は約32%ですから、青森県でも高く、近隣市町村と比較しても高くなっています。平均寿命の伸びに伴い、さらに高齢化率は高くなり、2040年度には5割を超えると予想されます。

平均寿命の伸びは大変喜ばしいことです。この高齢者が安心して暮らすことができるよう、来年度から始まる第7期介護保険事業計画と、我が町では来年度から全面的に展開される介護予防・日常生活支援総合事業について質問します。

二つ目の質問は、コミュニティバスについてです。

町民から幾つかの要望があり、そのことについて質問します。

三つ目は、七戸町にある公的文書、歴史的な文書、古文書等の保存、管理、閲覧、活用について質問します。

以上で、壇上からの発言とします。

では、質問者席から質問させていただきます。

最初に、第7期介護保険事業計画についてです。

介護保険制度は3年ごとに制度改正が行われ、平成30年度は介護保険制度改正の年になり、第7期の介護保険事業計画がスタートします。

国は、基本方針に即し、介護保険事業計画を定めること、その基本方針のポイントは、自立支援、保険者機能の強化、地域共生社会の推進、平成30年スタートの地域医療構想との整合性確保など、5点を示しています。

今の議会で、私は、来年度からの3年間、介護保険事業計画の費用に基づき算定される保険料額について、まず質問します。

一つ目は、介護保険料基準額について、現行と比較し、どうなるかについてです。

第1点。今、来年度から7期なのですが、その前の6期の際の引き上げ額、率はそれぞれどれぐらいか。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今年度で終了となる第6期介護保険計画の基準額は6,690円であります。第5期、この基準額が5,896円でしたので、その引き上げの額は794円、その率は13.47%となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 次に、今、来期の引き上げ額、率、それぞれどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 現在、7期の保険計画、これを今、策定中でありましてけれども、6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえて、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けて進めております。その基準額については、今、積算中でありましてけれども、11月時点で推計すると7,530円となっております。この引き上げの額ですけれども、840円、率が12.56%となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 第6期、第7期と連続の引き上げは、高齢者の生活を直撃します。来年からは国保県一本化ということで、国保税の引き上げも検討されています。国保、介護ともに引き上げは、高齢者の生活にとって大変厳しい事態を招きます。青森県の国民年金平均額は5万880円、厚生年金受給者は12万4,966円で、七戸町の場合にはさらに低いと考えられます。特に高齢者単身世帯で国民年金しか収入のない人は大変です。よく高齢者世帯は貯蓄が平均で約2,000万円ほどというふうに言われていますが、格差が広がり、平均貯蓄額より少ない方が6割以上もいます。法務省の平成25年度の家計調査で見ると、高齢者収入の9割以上が年金収入で、家計収支は、直接税や社会保障料などの非消費支出の増もあり、不足しています。その分は預貯金の取り崩しなどで賄われています。前にも何回も言っていますが、高齢者の生活実態から、介護保険料の引き上げ等、考えなければならないと思います。

そこで、引き上げが必要なら、先ほど第5期から6期のときには798円、今度は840円の引き上げということですが、引き上げ額が予定されているのは5期から6期のほうが高くなっているわけです。そこで、せめて引き上げ額を、第6期より7期の場合には少なくできないか、抑えることはできないかについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 先ほど申し上げました7期の基準額は、あくまでも推計ということでありまして。これからいろいろな項目等の数値、こういったものの見直しをしながら

やっていくと、当然、数値というのは上下するということになります。

また、今年度末に介護保険の準備基金がどれぐらい残るのか、それによってその基金の繰り入れによる保険料の上昇抑制、これも大きくかかわってきます。特に団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えて、急激に介護保険料が上がることをないように、計画を作成してまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 先ほどは推計ということで、これから基金の繰り入れ、あるいは平成37年度の団塊の世代を見据えて、そのときに急激に上がらないようにするという事なのですが、現在のいわゆる介護保険料のシステムというのは、利用者がふえ、利用額がふえると、それがそのまま介護保険料にはね返ってくる仕組みになっているわけです。その辺が国の大きな問題なのですが、次に、私は二つ目の質問をします。

低所得者に対する町独自の保険料、あるいは利用料の減免制度を設けることはできないか。介護保険料は現在も9段階に区分され、低所得者に対する対策にも配慮されているが、町独自の介護保険料、利用料の減免制度を設けることはできないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 現在の介護保険料の減免についてであります。対象となる方、これは第1号被保険者または生計を主に維持する者が災害等によって著しい損害を受けた場合、あるいはまた、死亡したり長期入院をした場合、また、事業などの休廃止や冷害等による農作物の不作によって収入が著しく減少した場合、これが減免対象ということになります。

次に、いろいろな制度があります。介護保険での介護サービス利用料についてであります。原則として保険対象サービス費用の9割が保険で給付され、残りの1割を利用者が負担します。その利用者の1割負担が著しく高額とならないように、法令において、低所得者や生活困窮者等について、幾つかの負担軽減制度があります。一つ目は、利用者の1割負担の合計額が月単位の一定の額を超えたとき、超えた分が払い戻される高額介護サービス費という制度。

それから、二つ目が、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が年単位の一定額を超えたとき、超えた分が払い戻される高額医療合算介護サービス費。

そして三つ目が、施設短期入所サービスの居住費、滞在費と食費にも負担の限度額というのが設定をされ、超えた分が現物給付される特定入所者介護サービス費。

そして四つ目が、社会福祉法人等が市町村において生活困窮と認めた低所得者について、1割負担と居住費、それから食費負担、この軽減に取り組む社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があります。

この介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという、その理念のもとに、国、県、そして町による公費と、被保険者が所得に応じて負担する保険料で運営される制度となります。その保険料や利用料の減免措置によって必要となる財源、これは当然、保険料で賄う

ということになりますので、この減免の基準を緩和するということは、保険料を上げなければならないという要因になるということから、これは難しいものと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 低所得者に対しては、国で定めた先ほどの4点の軽減措置というものは行われていますが、町独自でやるとすれば、必要財源の確保など、難しい問題があると。それはそのとおりです。次の介護予防日常生活支援総合事業のところでは、国は、要するに介護保険で、町で使うお金の上限を厳しく定めてきています。そういうことから、町独自で低所得者に対するサービスのための必要財源を確保するというのは、大変難しいと考えていますが、しかし、一般会計の繰り入れなども考えられないことではないわけです。さらに、先ほど町長が低所得者に対する居住費や食料費の軽減についても述べましたが、この低所得者に対する居住費や食費の補足給付も対象から外すとか、あるいは、介護保険の利用料の負担額を所得によって2割から3割にするなど、さまざまな負担増を考えています。したがって、町民の低所得者の負担額というのは、決して軽視できない問題であるというふうに考えています。だから、第7期の介護保険料の設定の場合には、そのようなことも十分に考えて、何としても町民の高齢者の生活をしっかり支えていく、このことに力を入れてもらいたいと思っています。

次に、二つ目の質問、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

国は、高齢者の生活を、自助、共助、公助で支えると、介護保険をつくり、今回は互助を加え、地域包括ケアシステムを構築することを目指し、地域の実情に応じた取り組みができ、要支援者の多様なニーズに応えるサービスができる、高齢者に対して切れ目のないサービスを提供できると、そういう名目で、介護予防・日常生活支援総合事業を始めています。

この事業は、今年度から一部始めている事業ですが、要するに要支援1、2と認定されている方々のサービスを介護保険給付から外し、市町村の総合事業にしたもので、来年度から全面的に展開されることになっていますが、新しい総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。今まで介護予防給付、訪問介護や通所介護が、今度から介護予防・生活支援総合事業に移行し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを受けることになりますが、私は、まず第一に問題にしたいのは、この場合、要支援者の自己負担額は、現行と比較し、どうなるかということであります。

そこで、質問いたします。利用者の自己負担額は、現行と比べてどうなりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） この総合事業でありますけれども、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護予防、住まい、生活支援、これが包括的に確保される地域包括ケアシステム、これを構築するために創設された事業であります。

これまで介護予防給付でのサービスの提供と、その単価というのは一律でありましたけれども、そのサービスの一部であったホームヘルプとデイサービスと呼ばれる二つのサービスを、町の実施する総合事業、これに移行することで、地域の実態に応じた支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とするということを目的としている。

町では平成29年4月1日から、要支援認定の更新や新たに認定を受ける方から順次総合事業へ移行し、10月末現在、54名がこのサービスを利用しております。総合サービスの単価であります。厚生労働省令により、国が定める介護予防給付のサービス単価を上限として、今度は市町村が定めるということになっており、町ではこれまでの介護予防給付と同額である上限額をサービス単価として設定をしております。利用者の自己負担額も含めて、予防給付と同じ1割または2割であるために、現行と同じとなっているということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 自己負担額は、来年度、総合事業が始まって、現行より上がらないということを確認しておきます。

では、次に、介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合の単価はどうなりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 総合事業のサービス提供方法として、これまで介護予防給付と同様の内容を提供する介護予防相当サービスというのを実施しています。そして、先ほど述べたとおり、総合事業でのサービス単価は、介護予防給付のサービス単価と同額としておりますので、事業者に対して支払われる事業費は現行と同額となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 事業者を支払われる場合の単価も現行と同じということで、事業者というのは、3年ほど前に報酬が低くなったために、非常に困っているわけですが、潰れたところなどもあるのですが、まず、単価は現行と比べて同じだということなのですが、次に、質問3、総合事業利用者受け入れ事業所のサービス状況はどうなるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町内には訪問介護事業者が4事業者、それから、通所介護事業者が3事業者ありますが、全ての事業者が、改正介護保険法の施行日において、総合事業による指定事業者の指定を受けたとみなされる、みなし指定事業者となっております。これについては、有効期限が平成30年3月31日までとなっているために、年明けから周知して、順次、指定事業者へ申請・認可事務を進めていきます。利用者は、介護予防給付から順次移行し、総合事業のサービスを利用しておりますが、事業者から利用者へのサービスは、現行と同様に提供されております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 総合事業が始まって、町民の負担額は変わらないとか、サービス状況もきちんと調べているということで、現行と同じだというふうなことで、これはそういうことで続けていただきたいと思います。

国は、新総合事業の予算に上限を設けて、抑制を求めています。各自治体に自立支援とか給付効率化の達成度を評価し、成果に応じて予算を加算する仕組みを導入するなど、地方に対するいわば締めつけが厳しくなっています。私は、高齢者からサービスを縮小したり取り上げるのではなく、必要なサービスが保障されなければならないと強く思います。

さらに、3年前に削減された介護報酬水準をもとに戻し、介護職員の賃金引き上げ、職員配置基準の改善、長時間過密労働の是正などすべきと考えています。したがって、高齢者の介護などについては、引き続き要求し続けていきたいと思っています。

次に、第3点の質問に入ります。

コミュニティバスの改善についてです。

一つ目の質問は、コミュニティバスのワンステップ化はできないかということです。

町民の方々から、コミュニティバスについて、さまざまな要望が寄せられます。病院の時間に間に合わないとか、本数が少なくて大変だとか、しっかり叱られたりすることもあります。私はその中で、バスの利用者の割合の多い高齢者から、バスに上るのが大変だなどの話がありました。コミュニティバスを調べてみると、ドアの内側にも取っ手がついており、両手でつかんで乗り降りができるようになっています。しかし、最初のバスのステップは約40センチの高さになっています。中にはさらに2段のステップがあり、バリアフリー法によれば、特定建築物では16センチ以下、踏面が30センチ以上と、緩やか階段が義務づけられています。高齢者のバスの利用の場合を調べてみると、段差を20センチ以下に抑えること、さらに手すりがあると安定するという望ましい結果が出ている調査もあります。バスの通路の平坦性や幅、後部段差など、検討すべきことはたくさんあります。国土交通省では、公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドラインを策定しています。

私は、今の議会で次の点について質問します。コミュニティバスのワンステップ化はできないか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） バスの乗降口の段差を少なくしたワンステップバスなどの普及、都市部を中心に拡大をしております。これらのバスは、エアサスペンションを採用することによって、乗降時に車高を下げて、道路との段差を少なくする機能を装備し、さらには、車内の床面を低くすることで、高齢者や障害者でも乗り降りしやすいように考慮されております。反面、そのワンステップバスなど、床面の低いバスは、最低地上高が低く、車体と地面との間隔が狭くなる。こういうことから、勾配や、あるいは積雪の多い当七戸町のバス路線には不向きであると考えています。また、当町のコミュニティバスは、ス

クールバスとしても利用されており、ワンステップバスのような構造ですと、車内に段差があったり、町で使用しているバスと比較して、乗車定員は同じであります。座席数が少ないため、つり革や手すりにつかまりながらの乗車、こういうことであるので、その運行中の安全性を考慮して、現段階でのワンステップバスの導入というのは考えておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 冬期の積雪などで車体と地面の間隔というのは制限されてくるし、さらに、通学バスも兼ねているなど、さまざまな問題が考えられます。バリアフリー新法では、ノンステップバス、ワンステップバスレベルにすることとか、筆談用具を設け、筆談用具があることを示す、表示することが義務づけられています。したがって、これからも町民の要望に沿うように、コミュニティバスの新しい車を入れる場合とか、さまざまこの点は考えていただきたいと思います。

次に、公文書の管理・活用についてです。

まず、国は、歴史的資料としての重要な公文書等は国民共有の財産であり、その体系的な保存を行い、国民の利用に供するとともに、後世に伝えていくことが重要な課題である。そして、公文書館制度の充実、強化を図るための取り組みを推進しています。1987年に公文書館法、2009年に公文書等の管理に関する法律を定め、国や地方公共団体が意思決定や職務遂行の過程において作成する公文書は、それぞれの組織の活動の記録や政策の実施過程を証明する大切な記録であると述べています。今国会での森友問題、加計問題を、あるいは防衛省の記録の紛失などを見ていると、この公文書の管理、保存というのは大変大事だということによくわかります。

公文書の果たす役割は、説明責任を果たす際の不可欠の資料、職員が政策を決定する際の重要資料、後世代の町民及び行政にとって、地域づくりやまちづくりの歴史的、文化的な資源として貴重な参考資料となります。現代と未来の世代のために、自治体の記録文書や地域の歴史的遺産、歴史的価値のある古文書、私文書、図画、写真の民間貯蔵資料を保存する、それぞれの世代の利活用に供することは、地域文化の形成や発展に大きく寄与するものと考えます。

七戸町は教育の町と言われ、古文書や民間貯蔵資料も多く、それは町の誇りとなっています。歴史も古く、我が町は先史時代から現代まで、切れ目のない歴史遺産を持ち、すぐれた伝統と文化を町の誇りとして、後世に引き継がなければなりません。

そこで、私はまず、今の議会で、町の公文書について質問したいと思います。

まず、質問1は、公文書の保存・管理の問題ですが、公文書の保存・管理をどのようにしていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町では、七戸町文書取扱規則によって、保存年限や保存種別を定め、公文書等を保存・管理しています。その保存年限は、内容の重要性にかんがみ、第1

種の永年保存から第5種の1年保存まで期間を定めており、保存期間が満了した文書は廃棄処分をしたりしています。保存種別として、第1種の永年保存するものとしては、町議会の議案、会議録及び議決書類、条例や規則などに関する原義書等であり、第5種まで保存する種別を定めています。また、その場所として、本庁舎、七戸庁舎等に分かれています。いずれも書庫等に保存しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 全国の各自治体を調べてみると、合併の際に、この記録を紛失したとか、さまざまなことがあるのですが、我が町では、調べてみると、七戸町の中央図書館の資料室には、町史編さんのときの古文書がきちんと複写でとられて残っていますし、公文書等についても庁舎できちんと管理されているということがわかりました。

そこで、第1種は永年保存の文書、議会の記録など、大変大事な文書ですが、永年保存の文書は、住民や自治体職員にとっても重要な意義を持つものです。そして、歴史資料としての価値は重要と考えられます。この永久保存の文書をそのまま保存されておくと、休眠状況に置かれるのではないかとすることも考えられます。

そこで、公文書を歴史的な資料として活用するためには、公文書の歴史資料への転換が必要になると考えられます。そこで、公文書館法の活用が欠かせない問題になります。町の公文書を歴史資料として保存するときに課題となるのが、歴史文書として保存するための評価選別基準が必要になるのではないかと思います。

そこで、質問2、永年保存年限の第1種の文書は、評価基準等を定め、歴史文書として公文書館への保存や、閲覧することは考えられないか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 評価選別については、公文書の価値を判断して、保存していくかの判断を行うものであります。数多くの文書の中から、どのような文書を保存するのか、どんな内容のものなら廃棄対象となるのかということが大きな課題となってきます。

町では現在、七戸町文書取扱規則に基づき、評価選別基準を定めていますが、改正等については行ってきていません。今後、国や県、それから、他の市町村を参考にしながら、必要に応じて見直し等を行い、公文書の保存・管理に努めるとともに、閲覧することについても調査し、検討していきたいと考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 永久保存の文書が、そのまま保存だけではなく、管理、閲覧され、研究される必要がある。そのためには、評価選別基準を定めて、きちんとやっぱり選別し、そして、それはきちんと残して、さらに閲覧できるようにするためのリストをつくるか、あるいはIT技術を使ってCDに保存するなど、さまざまなことが考えられますが、このように公文書を地域の歴史資料として残すためには、公文書館というのはどうしても必要であると思っています。

そこで質問ですが、公文書館または、その機能を持つ施設の設置はできないか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 公文書館法というのがありまして、その第4条に、公文書館は歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査、研究を行うことを目的とする施設というふうに定められております。町の財政状況等を考えた場合に、この施設を設置するというのは非常に厳しいものと考えておりますが、歴史資料として重要な公文書等を保存していくということは、これは必要であると思います。今後、公共施設の集約等も踏まえ、庁舎や図書館の一部スペース、これを活用できないものか、それから、住民のニーズ等も考慮して、検討する課題であると思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 行政文書の廃棄には、やっぱり永年保存であると、やっぱり廃棄には躊躇するし、同時にまた、書庫の容量には限界があるし、専任の職員の配置、あるいは電子情報化なども、予算や人の配置など、さまざまな問題が考えられますが、こういうことを克服しながら、やっぱり町の書庫、あるいは公文書を保存しているところが情報センターになるような仕組みというのは考えておかなければならないと思っています。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第2号、8番瀬川左一君は、一問一答方式による一般質問です。

瀬川左一君の発言を許します。

○8番（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

早いもので、今年ももう12月、残すところ1カ月を切ってしまいました。また、今年度は、7月までは本当に天候もよく順調で、喜んでいましたが、8月の上旬ごろから天気が崩れ、毎日のように雨が降り、8月いっぱい続きました。昭和55年、平成5年の稲作は大冷害と思って、もう食べるものもないような、そんな平成5年、昭和55年を思い出すような気がしていましたが、極端な低温もないため、作柄も作況指数はやや不良のようで、農家にとっては一生懸命育てた稲作が実ったことで安心したことです。

それでは、質問席から質問させていただきます。

それでは、転作制度について、減反廃止ということで、今まで長年続けてきたことの減反について質問させていただきます。

来年度から大幅に変更になる転作制度について、今後、水稲作付面積の方向性はどのようになるかということで、開会するとき、町長の挨拶にもありましたが、それについてお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

米政策については、歴史的な大転換と言ってもいいかと思います。国は平成30年産から、これまでのような生産数量目標の配分を行わないと。産地別にきめ細かい需給、それから価格情報、販売進捗状況、在庫状況、こういった状況の情報を提供するということになります。その情報をもとに、県の農業再生協議会を中心に、水田活用ビジョンの策定を通して、主食用米の生産数量、それから、飼料用米、加工用米などの非食用米、麦、大豆、地域作物等の作付を誘導することになります。これを踏まえて、生産者や集荷業者、どのような作物をどれだけ生産、販売するのか、みずから決めていくということになります。

平成30年産以降も、経営安定対策、いわゆる転作、この大まかな部分は継続されますが、大幅に変更されるのは、国段階の主食用米への10アール当たり7,500円の交付金の廃止であります。それから、平成29年産主食用米の取り引き価格は、10月時点で、まっしぐらが1俵当たり1万4,500円ぐらいになっている。非常に全般的な値段であります。JAの買い取り価格はちょっと違っていますが、後で精算があるということですが、非常に高値で推移していると。これに対して、飼料用米は、いろいろな補助金を加えて、1俵当たり換算して1万円をちょっと超えている。加工用米は1万1,000円程度となっており、平成30年産は主食用米の交付金が廃止をされても、依然として価格的に有利な状況と。ですから、主食用米の作付を希望する農家、いわゆる面積がふえるのではないかと、そういった状況になると考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今、町長から、いろいろ今年度の米の値段が1万4,000円とかで高くなっているということもありますし、私は、減反制度というものについて、非常に自分の人生の中で、すごい減反というのは毎年のように、どこを置いたらいいかということで、農業に切っても切れないくらい、この減反というものにつき合ってきたのだけれども、自分の人生の中で、ちょっと昔話のような、農業にとりついたことをちょっとお話しして、農業がここまで来たということもちょっとお話ししたいと思います。

転作は、私の農業の全てということで、18歳から今まで50年間、農業をやってきました。思えば、高校を卒業したときは、まだ農業機械がなく、馬で耕すと書いて馬耕、今はプラウという名前が変わってしまっているのだけれども、その中で、全てが馬の作業で、田植えは手植え、縄を張って、そして苗をとるといえば、みんな私の孫じいさん、孫ばあさんのときの人たちが田んぼに入って、苗をとって、そして後ろに投げて、船に乗せたりして植えたのが非常に懐かしく思います。その中で、農業というのは全ての農地には空きがない、また、貸す人もなければ、こういうふうには農業をやめるといふ人も、戦後の時代でありますので、食うか食わないかという、そういう時代だったので、そのときはそれなりの苦勞をして農業をするのが当たり前というのが、機械がなくて、そういうふうな

人生を生きてきた中で、こうしてトラクターというのは、私は学校が終わって間もなく、おじいさんから買ってもらったときは、結局、農耕馬、手作業から、1回にトラクターに変わったというのは、今でも本当に鮮明に覚えています。その当時、七戸町の農業といえ、三上議員は外車の大きいトラクターで、いつかはこんな大きいトラクターに乗ってみたいなどというのが本当に夢でした。

こういうふうな転作というのは、それから何年か続いて、この転作制度が、米の値段も非常に高かったです。1万8,000円ぐらいは最高金額で、当時でも6,000円、7,000円ぐらいは普通であって、転作制度の始まりというのは、強制ではなくして始まったと思うのですが、もしこの転作制度がいつごろから始まったのか聞ければお願いしたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 定かではありませんけれども、昭和40年代の初め、昭和42年、43年ごろ、単純休耕ということからスタートしたと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今、定かでない、四十二、三年ころというのは、これは頭の中で、多分そうだと思うのだけれども、聞くところによると、四十五、六年から減反という言葉が出てきたと推察されておりますが、私もちょっと定かでない、聞いたところによると。それと、私は何歳かという、23歳ごろです。23歳といえば、学校が終わって間もないころから減反が始まったということで、非常に減反も、やはり国も、これから先、全ての農家の人がこのまま減反をやっていくと、時代がどんどん進んでいく中で、機械化が進んでいく、戦後、今の中国が進んでくるような時代だったなと思って、米の消費はだんだん少なくなっている、外国から麦が入ったり、パンが入ったり、ラーメンが入ったりしてくる中で、こういうふうな減反制度というのが長く続いたものかなと思えます。すると、私の農業が、3分の2は減反政策の中で動いてきたということでもあります。

そういうふうな歴史の中で、こうして農業をやってきたのだけれども、その中で、減反というのがありまして、田んぼの盛んなときは開田、そしてポンプで上げたりして、それらが全てがなくなって、ナガイモとかいろいろな作物に変わりつつある中で農業をやってきましたが、その減反の中では、長い間には、1俵7,000円とか、昭和55年の冷害とか、平成5年の大冷害、2回も繰り返されております。その中で、減反制度があって、今のことにまた戻るのですけれども、こういうふうな、今度減反がなくなるということでもあります。一番心配するのが、ことしはなぜ、こんなに米が高いのかというと、南のほうでは非常に災害もありました。田んぼも流され、水が異常気象によって氾濫が起きたり、いろいろな作柄が出て、そして北のほうでは長雨が続いて、やや不良ということで、青森県だけで四、五千俵ぐらいはやや不良ということで収量が落ちたのではないかということでもあります。そして減反がなくなるということは、また作付がふえて値段が高くなるということでもありますので、町は好きなようにつけてもいいと言いますが、その心配は

どのようにされているのかも、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 国は米の生産のいわゆる調整というか、減反の配分とか、そういったものから手を引くと。しからば、それを全部野放しにすると、暴落ということになる。したがって、県が中心になって、県の農業再生協議会、これが中心になって、生産目標数量の配分を大体行う。もちろん、これが当然町とも連携をとって、そういった指導をしていくということにしていますし、生産者はもちろんですけども、生産者団体、いわゆるJAとか、そういったものも、やっぱりそれなりの情報網で、これぐらいの作付面積、それをある程度、調節しないと暴落が起きるということになっていますので、その辺はお互いに連携をとりながら、今までのような生産面積のいわゆる調整を行っていかねばならないというふうに思います。これがうまく機能して、初めて米価格の下落というのは防げるということになると思っています。今のところ県が主導して、今までのような体制を進めていくということになっています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） そういうことで、下落を防ぐために、多分、来年度は飼料米その他もそのまま続くのかどうか、まだきちんとした価格のこともわからないと思いますので、その点はまた、米の高値によって一気に水田にしようと思えば簡単にできるし、仕事もない時代に、そういうふうな農業に魅力が出てくれば、主食がふえればまた暴落するということもあり得ると思います。それで、転作制度については、今後、町はどのような政策を考えているのかもお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 転作制度ですね。基本的には、飼料用米、あるいはまた、いろいろなホールクロップサイレージ、ああいったものとか、それから、加工用米、そういったものの基本的な制度というのは維持されていくと。いわゆるその補助の体制というのも維持されていくということになっていますし、今後、町の農業再生協議会の中で、恐らく今までもそうでしたが、これからも国からも担当者が来るとしますので、例えば飼料用米の一気に大幅な下落というのは何としてもこれは防がなければならないと。ですから、こういった情勢の体制というのを維持してもらおうと、こういう要請、要望もそういった場でしていったら、そして急激な変化のないように、あるいはまた、農家所得の減少がないような、そういった努力を進めてまいりたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 非常に農業をやる人が、各集落に行くと、だんだん毎年毎年ふえていくのだけれども、高齢化になってきて、息子が農業を初めからやっていないから、私はもう年でやれないというのが、だんだんふえてきている中に、全てがそうではないのだけれども、これについても、これから、米は町の基幹作物ですので、それらがまただんだんやめてくる、また、下落することによって、農業に片方では新規就農者とかと一生懸命

やっている中で、やっぱり米は主食ですので、町もある程度頑張っていたかなければ、やっぱり町の農業を維持できなくなるというのが、一番私は心配されることなのですから、町も来年度の政策、私のほうに、減反がなくなったら田んぼを返してしまうのかという心配がたくさん来るのです。私も、この制度は国からのいろいろな転作制度の作物の補助金がなければやっていけないし、減反制度がどう変わるかは、まだ私をはっきり言えません。そういう制度がなくなれば、減反、当然返すことになりますということで返事をしておりますが、そういうことを聞かれることによって、どういうふうな制度に変わるのかということも一番心配されるわけです。

3番目に、主食の直接払いの交付金の廃止についてなのですが、農家をどういうふうに救済を考えているのかということで、町長から一言、同じような質問ですが。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 直接支払交付金の廃止というのは、一気にはなくならないというふうに思います。農家の救済策ということですが、具体的な、完全に救済するというのは、なかなかこれは策はないと。ただし、国のいわゆる転作の政策としての主食用米の作付を減らし、麦、大豆、飼料用米、こういった転作、作物転換を推進してきました。これによって、平成27年から平成29年と、主食用米の過剰作付、これが解消されて、価格がある程度高値で推移してきたということでもあります。今後、その需要に応じた生産に向けて、主食用米の作付の面積、これを今までどおり調整しながら維持をしたいということから、町として、産地交付金を適切な価格で加算し、町独自で、ニンニク、ナガイモ、トマト、ゴボウ、こういった奨励作物、奨励野菜等の高収益の作物への取り組みの強化、これを進めていくと。それから、加工用米や飼料用米の多収品種への作付の拡大、それから、麦、大豆などへの取り組みを支援し、バランスのとれた作付をすることによって、米の値段の維持を図る。ただし、これは町だけでやっても効果がないということですから、私もいろいろな県の場合、あるいは国の機関への、そういった国のある程度の情報提供、あるいは県の指導、こういったものを強く求めていきたいと。そして、そういうバランスをとりながら、米価格の維持というのを図るようにしていきたいと。思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 主食用の支払交付金については、7,500円というのは、当時は1万5,000円からスタートしたのが、民主党のときは1万5,000円、2年ぐらい続いたのかな。今度、自民党になって、半額になって、7,500円が長く今まで続いてきました。非常に農家にとっては、10アール当たり7,500円、ものすごい大きい金額で、一つにすれば、肥料がこれで賄えるとか、除草剤が賄えるとか、いろいろなものが賄えるというので、今まで水田農家そのものの主食用の支援としてとても期待をしているのが、廃止ということで、非常にどこのフォーラムに行ってもこの7,500円の話が出てきます。

そこで、七戸町がこの7,500円で、今年度、昨年度でも、どれくらいの農家に支払

われていたのか。また、国が7,500円の支払いが、私は700何億円と、詳しいことはちょっとわからないのだけれども、国が今、全国にどれくらいこのお金を支払っていたのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） ただいまの質問にお答えします。

国全体では約714億円、町では約1億1,000万円です。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 町では1億1,000万円、これが、今後、国から来ていたお金が農家に入らなくなるということで、非常に農家もあてにしている金が、1億円、農家に落ちるといふことでもありますので、全体の中で非常にちょっと、国からの指示だからどうしようもないのだけれども、ではこの710億円というのは、どこでどのように今度は支援されるのか、また、これが1回に消えるのかも、もし調べてあるならお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

714億円が、来年の2018年度の国の予算の中身を見ますと、まず収入保険制度、これが新しく始まります。この収入保険制度に531億円、それから、今までやっていた水田フル活用、例えばWCS8万円、加工用米2万円、麦、大豆、飼料米3万5,000円とか、飼料用米、昔は8万円とかでしたけれども、今、数量に応じて5万5,000円から10万5,000円、これのほうに増額して振り向けるのが154億円、残りの約30億円が、農地集積関連予算のほうに増額になる予定になっています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今お聞きしましたら、その710億円がすっぱり消えるのではなくして、農業支援のほうに使われるということではありますが、今まで主食で直接支払えたのが、いろいろな保険制度とか、いろいろなものに加算されるということで、主食米農家にしてみれば、非常に710億円が全国に別な形で振り分けられるということでもありますので、それは国が決めることに対して私たちは、なるほどそうなのかなと、今納得せざるを得ないのですが、町では1億円が減額されるということで、町長、この1億円というのは、町の負担として、農家については、また農業が主食をやめたり農業から離れていく人とか、そういうふうな支援については、何とか農業に1億円という、町は出すとか出さないとかというのではなくして、いろいろな形の中で農業を支援するというようなことは考えているのか、今、1億円という金が出たところで、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 7,500円がなくなるということですがけれども、これは、1俵当たりになると800円から900円なのです。そうすると、例えば町自体、ニンニクと

かナガイモ、トマト、これらに例えば2万5,000円なり、それから、ゴボウに1万7,000円なりと、こういった制度を何とか維持して、そちらのほうへ誘導して行って、そして結果において米の価格をできるだけ下げないというか、主食米の、そうするとそれぐらいは吸収できるというふうに。今比較しても、1万4,000円を超えているという状況ですから、そうすると、飼料用米、あるいはまた、加工用米と比べてもかなりの価格差があります。何とかこういったものを維持して、直接懐に幾らの助成というのは、これはやっぱり避けなければならないと思います。ですから、間接的にそれぐらいの水準は維持するようにしていかなければならないと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 転作制度については、暴落を防ぐために、今後、いろいろな形の中で転作調整するとか、別な形の中で、畑作とかいろいろなものに支援して、米も頑張るとるように、価格も下げないということで、納得せざるを得ないということでありませう。

2番目について、異常気象対策本部というのを町で設定しました。夏の長雨の影響により、水田、畑作、ハウス、トマト、いろいろなものもありますが、その影響があったと思われるが、農家の救済措置はどのように考えているか、また、どれだけ大きかったのかをお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 異常気象対策本部、これは9月4日に町として設置をしました。その時点では、状況からして、さっき議員がおっしゃったとおり、相当な減収になるかもしれない。もちろん水稲だけでなく、畑作物全般、そうなるかもしれないというおそれがありました。結果において、持ち直して、水稲は97というところ、若干は悪いのですが、まずまずとれたし、昨年と比較して劣らないような米の値段というのも実現しているということでありませう。それから、各種野菜についても、おおむね順調に収穫されていると。もちろん若干減った分は価格的に高くなっているのがあります。そういうことで、当初心配したよりは和らいだというのが実態で、そのときは、例えば、とれない場合は種もみに対する助成とか、本部として、これはしなければならぬのかなと思いましたが、今のところどうも大丈夫のような気がしておりますが、最終的に全ての作物の状況が出た時点でもう一度検討してみますが、当初想定よりは相当緩和されているというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 私は、余り畑作関係はないのだけれども、その影響というのはどうかわからなかったのだけれども、対策本部ということで、米の種とか、今後、今、主食が飼料米になっているのとか、いろいろな形の中で、みなゆたかとか、飼料米専用の種ということで、今、国も進めているようですが、その補助金とか、また、町のほうの支援とかというのは、あるならば教えていただければと思いますが。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） みなゆたかについては、県で、これは10アール当たり、現行で1万2,000円助成ということにはなっています。これも続けろということで要望はしていきたいと思いますが、これは今後の政策ですから、どうなっていくのかわかりません。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 冷害について、異常気象についていろいろ質問しましたが、町では被害もなく、米は高く推移されたということで、農家については余り影響がなかったということで、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、8番瀬川左一君の質問を終わります。

続いて、通告第3号、4番唘清悦君は一問一答方式による一般質問です。

唘清悦君の発言を許します。

○4番（唘 清悦君） 私は今回、4点質問します。

1点目のUターン事業についてですが、2年前の6月議会において、地域おこし協力隊を農業分野で活用することを提案し、その事例を紹介しましたが、当町でもいよいよその準備が整い、実施に向けて動き出したようです。研修生受け入れ農家を対象に、10月に行った説明会と意見交換会に私も出席しました。この事業を成功させるための一つのポイントは宿泊だと感じましたので、それについて質問します。

地域おこし協力隊はIターンになりますが、私はIターンよりもUターンが大事だと考えていますので、Uターンをふやすための事業も一つ提案します。

2点目は、コミュニティバスの運行についてです。

通告では町民バスと記述しましたが、コミュニティバスのことだと御理解ください。

そのコミュニティバスの運行に関して、利用者から苦情をいただいたので、改善できるかどうか、質問します。

オータムフェスタに、ことしは出展者としても参加しましたが、一般の来場者が少ないのが気になりました。今後どうするのか、しっかり考える必要があると思ったので、3点目はオータムフェスタについて質問します。

9月定例会で、そろばん、鍵盤ハーモニカ、スキー用具の貸し出しについて提案しましたが、それは3Rの考えに基づく私の発想からの提案であり、学校では実践的な教育が形となって実現している事例が多数あると思いますので、4点目に、学校での3Rの実践状況について質問します。

次から、質問者席で質問いたします。

質問1、Uターン事業について質問します。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に移住・定住を進める制度ですが、当町出身で都市地域に転出している人も地域おこし協力隊としてUターンできることを町民に

も周知する必要があると思っています。その場合は、家族、親族、友人を頼れるので、宿泊や交通手段は余り気にしなくてもいいと思います。そのような点からも、仕事があれば戻ってきたいと思いつつも転出した人が戻るきっかけにしてほしいと思っています。

今回は、当町に縁やゆかりが全くないにもかかわらず、ありがたいことに当町を選んでくれた人に対しての受け入れ体制について考えてみました。移住するという事は、今の仕事をやめることを意味し、収入を得る方法をゼロから考えなくてはならないことを意味します。判断を誤れば、生活が行き詰まる場合もあり、一生後悔することにもなりかねません。それだけのことを覚悟して、移住を決め、転入した人に対して、移住を促した側としても、絶対に後悔させないという覚悟を持って受け入れなければなりません。そのためには、今勤めている会社を退職する前に、当町を気が済むまで見せ、農作業も十分に体験させ、当町で生活した場合のイメージをしっかりとつかんでもらうことが大事です。

移住までの流れを考えると、地方への移住を考えている人に対して最初に行くべきことは、さまざまな方法で当町のホームページに誘導し、そこで当町に関心を持ってもらうことです。その次は、ホームページの情報だけでは満足できず、実際に行ってみたい、体験してみたいと思った人が、実際に当町を訪れて、宿泊したり、観光したり、農作業を体験できるようにすることです。まずは移住就農希望者を地域おこし協力隊として募集するに当たり、このような考えで計画しているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者は町長となっております。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

およそそういった考え方で経過をしております。まず課題として、若者の就農希望者が少ない、後継者が不足している、これが大きい課題であります。このことから、地方創生応援税制というやつ、いわゆる企業版のふるさと納税、この事業を活用して、若い世代で農業をやりたい方にターゲットを絞って、新規就農による移住促進、これを実施したいと。大分かけていろいろ調査をし、研究をしてきました。この事業は、町の課題解決に向けた農業再生計画を作成し、内閣府の認可を受けた事業に企業からの賛同を得て寄附をいただく、いわゆる民間資金の新たな流れを巻き起こす事業で、県内でも余り例のない事業、特に新規就農に関しては初めてだと思えます。

その主な内容として、地域おこし協力隊を活用し、最大3年間の継続期間の中で、農業体験、あるいはまた実習、これら就農に必要な研修を計画しております。この3年の中で、町の魅力を伝え、新規就農や農業関係への就職、そして定住、これにつなげていくように進めていくこととしております。農業に興味がある、やりたいという、この希望は中央でいっぱいあるということですが、いきなり農家に入って実習したり、そこで生活したりというのは非常にハードルが高い、やっぱり抵抗があるということで、そこでどうすればいいのか。短期のお試しというか、農業体験、自分が希望する、例えば畜産、野菜、町議員のようにトマトでもいいでしょうし、そういったところに2泊か3泊で年に何回かお

いでいただく、そして体験をしてもらって、その体験を通して農業をやってみたいという方に、今度は地域おこし協力隊という制度の活用、もちろんこれを利用しなくてもいいのですけれども、その制度がありますので、そういった活用をしながら進めていくということにしております。

このことから、今後、農業の魅力を発信する移住用ポータルサイト、これを構築するほか、地域おこし協力隊の募集及び短期お試し農業体験等の周知、PR、これは当然ホームページでやりますし、首都圏で開催されるいろいろなフェアや、それから、新規就農人フェア、こういったものもあるということですから、そういったところに出向いて行ってPRをしてやることにしております。企業版ふるさと納税、こういったものを最高に活用して、新規就農を目指していきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 企業版ふるさと納税という新たな挑戦だと思いますけれども、ぜひ成功させてもらいたいと思っています。

2点目の質問に入ります。

宿泊については、ふれあいセンターのほかに民泊も選択できるようにしたほうがよいと考えています。

11月13日に青森中央学院大学で行われたアジアからの観光客誘致推進協議会10周年を祝う会に出席しましたが、農家民泊を行っている会員、三村知事を初めとする県の関係者、留学生を通じて両国の橋渡しをしてくれた青森中央学院大学の関係者、自国で青森県を宣伝してくれた台湾の黄氏とタイのプラワテイ氏らの努力によって、教育旅行生や観光客が年々ふえ、昨年度は400人以上が青森県を訪れたそうです。国内の観光客も含め、毎週末、民泊を受け入れている農家も出てきているようでした。短い滞在日数にもかかわらず、帰るときには日本のお母さんと呼ばれるほどに親しくなり、子供たちから元気をもらうことによって頑張れているというような事例をたくさん聞くことができました。

少し残念だったのは、かだれ田舎体験協議会の民泊を行っている会員が元気を失いつつあることでした。民泊を受け入れるつもりで待っていても、その機会にほとんど恵まれず、準備を進めていた、かだれ塾が直前で中止になったこともダメージが大きかったようです。今後、当町の民泊が普及、拡大するかは、彼らが成功するかどうにかかっていると思います。

私は、当町への移住就農を考えている人が下見のために宿泊する際に、農家民泊も選択できるようにしたほうがよいと考えていますが、そのような考えがあるか、伺います。

また、農家民泊をきっかけに、観光振興の一環として、農家以外の民泊の普及拡大を計画していくべきだと思っています。ビジネスホテルと競合しない客層をターゲットにするのであれば、十分勝機はあると思っていますが、町長もそのような考えを持っているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 新規就農への取り組みについては、先ほども申しあげましたとおり、短期間のお試し農業体験等を計画しております。その際に、宿泊はふれあいセンターとか、町の施設も有効に活用する、そのほかに、農家民泊も選択できる内容としております。それから、農家以外の民泊については、一般の、これも全国でかなりそういったものがやられていますけれども、それについては、今、観光協会が法人化で立ち上がりましたので、そちらのほうで今、具体的にそういう民泊も含めて、講師を依頼したりして、勉強会を開催するという計画になっています。お客様のニーズに対応できる民泊などの体制づくり、こういったことで、当然、新規就農以外の交流人口の拡大、こういったことにもつなげていきたいものと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） （2）の質問に移ります。

弘前市では、人口減少対策の一環として、県外在住者に対して、ふるさと回帰のきっかけをつくり、定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内で開催される同窓会に対する経費の一部について補助金を交付しています。当町においてもそのような事業を行う考えはあるか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは弘前市、あるいはまた、県内でも幾つかあります。十和田市もやっているということで、こういう同窓会への経費助成について、町の取り組みをパンフレットやチラシによって情報提供をし、Uターンへのきっかけづくり、あるいはまた、若い世代が開催する場合には、一つのこれは婚活の支援にもなるという可能性があることから、移住・定住の一環としてアンケート調査なども実施しながら取り組んでいくと、これも進め方としては一つの方法であろうと思います。

いずれにしても、こういった助成、特にこれについては、本当に具体的に効果が出るのかというのは、やっぱり慎重に考えなければならないと思っています。婚活の支援は、あるいは若い者同士ですから、そういった可能性にはなるとは思いますが、新しい就農だとか、あるいはまた、ふるさと定住、一部は恐らく効果もあると思えますけれども、今、それを慎重に検討しようということで進めています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 私が30歳のときに開いた同窓会で、たまたまそのとき独身同士だった同級生が結婚して、女性がUターンしたということもありました。町長からも、若い世代という言葉が出ましたけれども、私もこれは集中的にやるべきは、それこそ独身のうちということで、成人式のときは、みんな一旦、当町に集まるわけですけれども、その後もフォローして、町の情報提供をしながら、常に七戸に帰ることも意識しながらというのを進められればよいなと思っています。結婚したり、また、子供ができて、家族ができると、なかなか本人だけの判断でUターンというのは難しくなりますので、一旦は県外に就職しても、転職するときに機にとか、いろいろな場面でUターンというのも一

つ、当町出身者にはどこかの頭の片隅で持っていてもらえればなと思いますので、そういった取り組みも検討していただきたいと思います。

質問2、町民バスの運行について質問します。

(1)の質問です。コミュニティバスは、自分で車を運転できない高齢者にとっては非常に助かる交通手段ですが、その運行に関して、町民から不公平を訴える不満の声が私に届きました。

寺沢・底田・鳥谷部線を利用して、老人福祉センターや七戸病院を利用している人は、ほかの人よりもバスの時刻の関係で滞在時間が短いということです。行きはバスで七戸病院へ行ったが、帰りは間に合わず、タクシーで帰ってこなければならないという苦情でした。

そこで、私が調べてみました。寺沢・底田・鳥谷部線の利用者は、運動公園前のバス停に9時41分に着きます。13時1分に同バス停から帰ります。同バス停と老人福祉センターの間を歩く往復の時間と待ち時間を10分とすれば、滞在時間は3時間10分です。

榎林・荒熊内線は、9時4分着、13時36分発で、滞在時間は4時間22分。

向原子・小又線は、9時39分着、15時45分発で、滞在時間は5時間56分。

柳平・坪線は、8時9分着、14時21分発で、滞在時間は6時間2分。

次に、七戸病院の利用状況の比較です。

寺沢・底田・鳥谷部線は、10時6分着、12時40分発で、滞在時間は2時間34分。

榎林・荒熊内線は、9時40分着、13時5分発で、滞在時間は3時間15分。

向原子・小又線は、10時9分着、15時20分発で、滞在時間は5時間11分。

柳平・坪線は、8時35分着、14時0分発で、滞在時間は5時間15分。

老人福祉センターと七戸病院の滞在時間の合計は、寺沢・底田・鳥谷部線は5時間44分。

榎林・荒熊内線は7時間37分。

向原子・小又線は11時間7分。

柳平・坪線は11時間17分。

現状は、このように目的場所での滞在時間が路線によって2倍近くの偏りがあります。

そこで、コミュニティバスの運行方法の決め方と、改善が可能なのかどうかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町のコミュニティバスの運行形態であります。町所有のバス4台で町内7路線を、平日、週3回、隔日運行しております。運行本数は、各路線ともに1往2復で、1回の乗車につき100円ということにしております。さらに、町有バス4台のうち3台を七戸地区の小中学生の登下校のスクールバスとしても兼用していると。そのほかに、電気シャトルバス、これも1台、1日5往復、平日運行しております。

現在の運行形態、合併前からそれぞれ町村で運行していたコミュニティバスの運行経

路、それから、運行時刻等を基本として、利用者から要望や、電気バスを含めた運行体制のベストミックス、それから、交通事業者との共存など、こういったものを考慮しながら、平成21年度、23年度、24年度、それぞれ計画を見直しをし、平成25年4月にダイヤ改正して以降、現在に至っているという状況です。

ただ、議員御指摘のとおり、やはり地区によっては非常に目的地での滞在時間というものばらつきがあるということで、問題もだんだん出てきております。しかしながら、人口減少、あるいはまた、少子高齢化の進行など、社会を取り巻く環境はだんだん変化してきておりまして、利用者が現在の運行形態に満足しているかということ、そうではないと。いろいろな苦情というのは私のところにも来る場合もあります。

ですから、今年度、七戸町公共交通網形成計画、これを策定すると。新たにいろいろな苦情を踏まえて改善をしながら、そして、それを策定して、その改善方に取り組んでいくということにしております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） （2）の質問に移ります。

イベントがあることがわかっているけど、行く手段がないので、行くことをあきらめている高齢者が多いのではないかと考えています。運行方法を決めるために、町民あるいは利用者を対象にアンケート調査を実施したことがあるのか。もしあるとすれば、土曜日、日曜日、祝日の運行のニーズ、あるいは、イベントがあるときのニーズはどうだったのか、伺います。それと、イベントがあるときに、臨時のバスを出す考えはあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町のコミュニティバスは、道路運送法第78条という、こういう法律に基づいて、自家用有償運送として、運行日や運行時間等が決められており、臨時でイベント等に運行する際には、さまざまな手続というのが必要となる。そういうことで、現実的ではないことから、コミュニティバスとは別の、イベント送迎バスとして答弁します。

町では、平成24年のしちのへ夏まつりにおいて、コミュニティバスと同じ7地区を巡回する送迎バス、これを運行いたしました。たしか町民座談会のときだったと思います。要望がありまして、特別バスを出せないかと。そういったものに答える形でやった経緯があります。その周知方法として、広報に運行時間、停留所等を掲載し、イベント会場への乗車を促したわけでありまして、当日の乗車人員は全地区合わせて、たった3名しかなかったということでありました。

ですから、やっぱり臨時的に出しても、その地区はいいのですけれども、別なほうからのまた、限られたバスですから、全部には出せないということもありまして、いろいろ問題がある。しかしながら、住民の方々が参加しやすい環境づくりというのは必要であることから、現在、天間林地区は本庁舎、七戸地区は七戸庁舎を拠点に、イベント会場と結ぶ

シャトルバス、こういったものを運行し、できる範囲での利便性というか、便利の提供、こういったものを行っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 質問3、オータムフェスタについて伺います。

イベントの来場者数は、当日の天候によって大きく影響を受けますが、ことし、オータムフェスタに出展者として参加してみて、役場職員、出展者、出演者、来賓等の関係者の人数に対して、一般客の割合が極端に低いイベントだと感じました。

町村合併前で、私が農協青年部の部長のときに、会議で2点提案しました。1点目は、集客目的で芸能人を呼ぶのであれば、その予算を中学校の吹奏学部の演奏と保育園児のお遊戯に回したほうがよい。その子供たちの家族が自分の子供を見るために来るとするという提案で、2点目は、相乗効果を考えれば、健康福祉課が単独で健康まつりを実施するよりも、産業文化まつりに合流したほうがよいという提案でした。1点目の提案はまだ継続していますが、2点目の提案は継続されていませんでした。会議においてどのような議論がなされてきたのか、気になっています。

一番大事なことは、イベントを行う目的は何かということですが、商工観光課と健康福祉課がオータムフェスタから抜けたように、オータムフェスタを利用するよりも、ほかの手段を選択したほうがより目的を達成できるのであれば、むしろ積極的にそういう選択をするべきだと思います。

通告では、これまでの進め方を質問する予定でしたが、それは私自身がオータムフェスタを今後も継続すべきだという考えがある場合に必要なことであり、ほかの手段を選択したほうがよいという考えに至ったので、それについては質問しません。

文化部門については、地域に根づいた文化の継承、文化芸術活動の支援を目的とすれば、以前に会場として使用していた柏葉館や中央公民館を展示・発表の会場として使用する方法もあると思います。ほかには、七戸中学校と天間林中学校の文化祭と共催という方法も可能ではないかと思っています。

農林部門の共進会は、農産物を一堂に集め、一般の観覧に供するとともに、生産者に優劣を競わせて、品質改良による産業振興を図ることが目的だと思いますが、ほとんどの農家が農協の組合員であり、各農協では作物ごとに生産部会が組織され、総出荷量、総売り上げ、単収、A、B品率、Lサイズ以上の比率など、項目ごとに成績上位者が表彰され、野菜の集いやおいしいナガイモコンテストなどでも品評され、表彰される機会があります。農協に任せるところは任せ、町としては、道の駅を活用し、安全でおいしい農畜産物を生産している姿勢を町内外にPRするほうが効果的だと思います。しかも、道の駅の近くにある営農大学の野菜即売会も定着しており、道の駅と営農大学との連携を図ることによって、当町が農業振興に力を入れていることがより大きく伝わると思います。

町が七戸十和田駅周辺の用地を買収したことで、今後ますます駅周辺に今以上に多くの人が訪れる場所になります。イベントを企画する人は、多くの人が来やすい場所をイベン

ト会場に選びます。イベントをやるなら七戸町と言われるようにするためにも、これを機に、農畜産物の共進会を山車展示館を会場にして試験的に行ってみる価値は十分あると思っています。

私は、今のやり方のオータムフェスタは一旦中止し、各課それぞれの目的達成のために、最も効果を期待できる方法で来年度は行ってみるべきだと考えています。このことについて、町長はどのように考えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 産業文化まつり、それからオータムフェスタと、時代の変化とともにいろいろ名称も変えながらやってきましたが、そろそろこの辺、やっぱり根本的に見直すべき時期に来ているということで、関係課にその検討方の指示はしております。

ただ、文化部門については、これは町民の生きがいつくりということで、大きく寄与しているというのも事実であります。

今後において、舞台部門と展示部門は屋内のスポーツセンターでの合同開催、こういったことを検討しております。

それから、農林部門では、今お話がありましたとおり、JAは本当に専門的な見知から、かなりの品目ごとにやっているということでもありますので、議員が御提案の開催が可能かどうか、意見交換をしながら、最大の効果が発揮できるような、そのイベントになるように検討していきたいと思います。

山車展示館、1日、2日の開催ということになりますので、ちょっと目的が別なのですけれども、それは可能かなと。ある程度寄せると、ある程度のスペースはとれるということも実は見ておりますので、恐らくいいのではないかというふうな感じは持っています。前向きにこれは検討していきたいと思います。

それから、中学校の文化祭との共催、これも可能ではないかという御意見でありますけれども、学校では年間行事を計画する際に、各行事の教育的価値を検討し、精選する。そして、授業時間の割り当てというのものもある。いわゆる全体の教育の調和を考慮しながら立案をしているということでもあります。それから、七戸中学校も天間林中学校も年間の授業時数との兼ね合いから、行事のスリム化を図り、文化祭は1日のみの行事としていることや、文化祭前後の日程で修学旅行というのも計画をされているということも考えると、これは一緒の開催というのは難しいものと考えておりますので、それについては御理解をいただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 私は、学校の文化祭のほうに、むしろ舞台とか展示部門をあわせてはどうかという考えでありました。結局、文化祭でも吹奏学部が最後に演奏するわけですから、2週間後ぐらいのオータムフェスタにまた来てもらって演奏してもらおう。むしろ文化祭で吹奏学部が演奏するときに、保護者だけではなくて、地域住民もそれを見られるほうがいいのかなと思って提案したことであって、一私の考えですので、また関係者

同士、その辺も含めて検討してもらえればと思います。

4番目の、学校での3Rの実践状況について伺います。

私が今回、この質問をする理由ですけれども、企業が求める人材は、社会の変化にあわせ、柔軟に発想できる人だと思っています。1990年に住友金属が「やわらか頭していますか」というセリフでテレビコマーシャルを流していました。それを確認するための切り口の一つとして、今回は3Rを取り上げました。

9月定例会での質問を少し整理してから本題の質問に入りたいと思います。

文部科学省の小学校教材整備指針を見ると、算数では、計算器具として電卓、そろばんなどと記載されており、整備の目安として、1人一つ程度となっています。

昨年度、町では電卓を40台購入していますが、それはどこでどのように使うために購入したのか、伺います。

私の姪が通っている盛岡市の小学校では、児童一人一人にそろばんを貸し出しています。盛岡市の教育委員会に聞いてみましたが、その小学校独自の取り組みだと思ふとのことだったので、天間西小学校のスキーマの貸し出しと同じような取り組みだと思ふます。私は、購入をさせるのであれば、大人になっても使う電卓のほうを購入させ、そろばんの授業が終われば、ほとんどの人が使わなくなるそろばんのほうを学校が教材整備の一環で用意し、貸し出ししたほうがよいと思っています。そろばんについては、9月定例会でも質問しましたが、来年度からどのようにするのか、伺います。

また、参考までに伺います。役場職員でそろばんを使っている人がいるとすれば、どのような場面で活用しているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者は教育長となっております。

教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

学校は学習指導要領に基づいて授業計画が組まれています。小学校3年生、4年生のそろばんでは、簡単な加法と減法の計算ができるようにすると示されており。しかし、小学校5年生、6年生においては、桁数が多くなることから、教科書にあらかじめ計算機のマークがついていて、指導者が適宜判断して電卓を活用しております。5年生、6年生の算数では、平均とその利用とか、割合とか、速さの単元で、また、理科の振り子の運動の単元で計算機を活用しています。中学校においては、平方根でも活用しています。

次に、教材備品購入について説明いたします。

各学校では、次年度の教材備品の購入に当たって、優先順位をつけて要望書を教育委員会に提出いたします。それを受けて、教育委員会では、限られた年間の予算をもとに精査し、決定していきます。もし教育委員会で、町内4校の小学校にそろばんとか電子計算機購入という縛りをつけると、学校からの要望にこたえられなくなり、授業等に支障を来すこととなります。よって、七戸町教育委員会では、まとめて購入して貸し出しすることは考えておりません。

次に、七戸町役場職員がそろばんを活用しているかの御質問ですが、パソコンが普及したことによって、そろばんは活用していません。

使用頻度が少ない教材、教具については、町議員がPTA会長時代に率先して行ってきた活動は、無駄のないアイデアだと思いますので、これまで以上に取り組まれることに期待しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（町 清悦君） 次に、鍵盤ハーモニカについて伺います。

衛生面で心配な点があり、掃除の仕方を教える時間を十分に確保できないとのことでしたが、私が調べてみて驚いたのですが、電子鍵盤ハーモニカというものがあり、それが3,000円台で購入できるようです。従来の鍵盤ハーモニカの半分ぐらいで購入できることに驚きました。時代の流れで、海外で製造されている商品かもしれませんが、授業で使うには問題ないのではないかと思います。これであれば、町が購入し、貸し出しできるのではないかと思います。電子鍵盤ハーモニカについてはどのように考えるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 鍵盤ハーモニカについては、教育委員会では、町内の小学校4校の保護者から、鍵盤ハーモニカの貸し出しについてアンケートをとりました。その結果、貸し出しを利用しないと答えた保護者は74%でした。その理由は、唾液、カビ等の本体内部の不衛生、不特定多数の人が使用した物への抵抗感、既に持っているとか、お下がりがある、問題が起こる不安などが保護者から上げられております。この結果を受けて、教育委員会では、鍵盤ハーモニカは個人に購入してもらうこととし、貸し出しを利用したいと答えた保護者は当人同士で譲り合うことが望ましいと考えております。

次に、電子鍵盤楽器についてですが、町議員のおっしゃる電子鍵盤楽器というのは、恐らく机の上に鍵盤楽器を置いて演奏することをイメージしているのだと思います。いわゆるキーボードというものです。学校が鍵盤ハーモニカを取り入れている理由は、舌を用いるタンギングという技法を学ばせるためです。やがてこのタンギングの技法は、中学年、高学年から中学校、高校で学習するリコーダーの技法につながっていきます。よって、今後の学習を考えたとき、電子鍵盤楽器の導入は考えておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（町 清悦君） 購入してもらうという答弁がちょっと気になったのですが、準備してもらうということだったと私は思っていますけれども、本題が3Rですので、今いただいた回答は参考にして、もう1回、私自身、整理してみたいと思っています。

通告していた質問に入ります。

リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示すのが3Rであり、そろばん、鍵盤ハーモニカ、スキー用具の貸し出しは、その考えに基づく私の発想です。

学習指導要領では、生きる力が強調されています。大人が実社会で実践していることを子供のうちから実践的に学ぶことは大事なことです。子供会や中学生による廃品回収と、それに対する行政の補助金という形での支援も継続的に行われていますが、これも子供にとって地域とのつながりをも感じることができる貴重な学習機会となっていると思っています。当町の学校では3Rにも取り組んでいると思いますが、どのような形で実践されているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

教育の充実を図る一つに、環境教育の充実が盛り込まれていますが、学習指導要領には3Rという文言は使われておりません。ただ、環境教育、持続可能な社会の構築に絡めて、教科書会社が3Rを取り上げているケースはあります。

環境教育の内容を具体的に言いますと、小学校4年生の社会科ではごみ処理の単元の中で、小学校6年生の理科では、環境教育、地球環境の保全で3Rは欄外で扱われていません。中学校英語では、ドイツの環境教育を扱う単元の中で3Rを取り上げています。また、中学校家庭科では、環境に配慮した消費生活の単元で、環境に関する学習はしますが、教科書には3Rの記述はありません。

このように、教科書の中に3Rという文言が使われていないことが多いわけですが、中部上北教育委員会では、平成30年度発行の「助け合う中部上北」の中に3Rを取り上げる予定です。

次に、当町の学校がどのような形で3Rに取り組んでいるかについてお答えします。

まず、各教室のごみ袋の再利用、県の雑誌回収イベントへの参加、段ボール、新聞紙のリサイクル、印刷用紙の印刷した裏紙の使用、太陽光発電の電力の活用などに各校で取り組んでいます。

このように、学校で行われている環境教育は、計画的に、横断的に学習に取り入れています。これを家庭で実践につなげていくと、3Rについての意識はより高まるものと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 質問は以上で終わりますけれども、ことし3月に改訂された小学校学習指導要領の107ページに、指導計画の作成に当たって配慮するものの一つに、「児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。」という一文があります。小学生が秋祭りで太鼓をたたき、笛を吹きますが、これらを音楽の授業に取り入れるようなことを示しているのではないかと感じました。

そして、108ページには、各学年で選択する旋律楽器として、1、2学年はオルガン、鍵盤ハーモニカなどとあり、5、6学年は電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などと記載されています。電子鍵盤ハーモニカは、1、2、5、6学年と長期間使うことが

でき、衛生面の心配もなく、コストパフォーマンスがすぐれた楽器だと思います。

生きる力を育むとは考える力を育むことと同意語だと思います。子供たちの生きる力を育むためには、生きる力を育む側の大人の考える力を高める必要があると思っています。まずは、私自身の考える力をどう育むかということを私の今後の課題の一つにしたいと思っています。今回いただいた答弁をもとに、再度、自分なりに整理しておきたいと思えます。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 大変恐縮であります。オータムフェスタの御質問の中で、「町が七戸十和田駅周辺の用地を買収したことで」とおっしゃいましたが、今、買収の準備、買収の交渉を進めている段階ですので、まだ買収していませんので、その辺は訂正願えればと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員、よろしいですか。

4番。

○4番（呷 清悦君） 副町長が答弁した内容に訂正していただきたいと思えます。お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） わかりました。

これをもって、4番呷清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月7日の本会議は午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

なお、1時30分より全協を開催しますので、よろしくをお願いします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 0時09分